



ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士 杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)
大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

Q

本年6月に父(80歳)が亡くなりました。父の遺産は、父が20年前に3,500万円で購入した自宅マンションと、約2,000万円の預金、生前勤務していた会社(上場会社)の株式約500万円で、借入金などの債務はありません。また、父が保険料を払っていた父の生命保険金3,000万円を母が受け取りました。相続人は、母と姉、弟、私の4人ですが、相続税の申告は必要でしょうか。

A

昨年の7月号でもご紹介したとおり、亡くなった方の遺産の合計額から債務・葬式費用の額を差し引いた残額が基礎控除額を超える場合には、相続税の申告が必要です。

ご質問の場合は、相続人が4人ですから基礎控除額は5,400万円(3,000万円+600万円×4)になります。お父様の遺産の合計額から債務の額と葬式費用の額を差し引いた残額が5,400万円を超えるときは、お亡くなりになった日から10カ月以内にお父様の住所地を管轄する税務署に相続税の申告をしなければなりません。超えないときは申告の必要はありません。

では、「遺産の額」はどうしたら分かるのでしょうか。相続税法では財産の額は「時価」と規定され、具体的には財産評価通達に財産の種類ごとの評価方法が定められています。主なものは次のとおりです。

1. 家屋

家屋の時価は「固定資産税評価額」となっています。固定資産税評価額は各市町村が定めるもので、毎年5～6月頃に送付される固定資産税の納税通知書にも記載されています。もし不明な場合は、市町村から固定資産税評価証明書または名寄帳の交付を受けることで確認することができます。

2. 土地

土地の時価は①路線価方式と②倍率方式のいずれかにより評価した額となります。いずれも毎年7月に国税庁が発表する「財産評価基準」によりますが、①路線価方式は、路線ごとに付された路線価を基に土地の形状などを考慮して評価し、②倍率方式は固定資産税評価額に定

められた倍率を乗じて評価します。どちらの方式で評価するかは地域によって決まっており、一般的には市街化区域は路線価方式となります。

路線価、倍率のいずれも国税庁ホームページで確認できます。

3. 株式

金融商品取引所に上場されている株式の時価は、その株式が上場されている金融商品取引所が公表する次の4つの価額のうち一番安い額で評価します。

①亡くなられた日(以下、「課税時期」といいます。)における最終価格

②課税時期の月の毎日の最終価格の平均額

③課税時期の月の前月の毎日の最終価格の平均額

④課税時期の月の前々月の毎日の最終価格の平均額

お分かりならないときは、株式を預けてある証券会社等にお尋ねください。

4. 生命保険金

亡くなった方が保険料を負担していた死亡保険金は、本来は相続財産ではありませんが、相続税においては経済的効果を考慮して相続財産とみなされます。

具体的には、法定相続人数×500万円までは非課税とされていますので、ご質問の場合は、死亡保険金3,000万円から非課税額2,000万円を差し引いた1,000万円が相続財産とみなされます。

どうですか、遺産の額は基礎控除額を超えそうですか?基礎控除額を超えたら期限内申告をお忘れなく!!

より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口またはぶぎん地域経済研究所へお尋ねください。